

福岡地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

令和6年7月18日棄却・確定

判 決

当事者の表示 別紙「当事者目録」に記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、893万0046円及びこれに対する令和4年5月20日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、令和3年4月1日に子会社を退職して被告に入社し、令和4年3月31日早期退職した原告が、希望退職募集に応募して定年前に退職し、早期退職特別加算金(以下「本件特別加算金」という。)を受領したものの、被告が本件特別加算金を所得税法30条4項にいう「短期退職手当等」に該当するとして過大な源泉徴収を行ったことが不法行為に該当すると主張して、本来されるべき所得税法30条7項の「一般退職手当等」としての源泉徴収額との差額893万0046円及びこれに対する不法行為日(本件特別加算金の支払日)の後である令和4年5月20日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 関連法令の定め

別紙「関連法令等の定め」に記載のとおり

2 前提事実(当事者間に争いが無い、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実)

(1) 当事者等

ア 被告は、通信機器・装置・システムの製造及び販売等を目的とする株式会社であり、株式会社Aは、被告の子会社(以下「本件子会社」という。)である。

イ 原告は、平成10年7月に本件子会社に中途入社し、平成30年4月に同社の執行役員に就任した後、本件子会社が被告に吸収合併されたことに伴い、令和3年3月31日に本件子会社の執行役員を退任し、翌4月1日に被告に入社した。(甲10)

(2) 本件子会社が原告に対して退職手当等を支払ったこと

原告は、平成30年4月、本件子会社の執行役員に就任するに当たり、従業員を退職することに伴う退職金を受領し、令和3年4月、本件子会社の執行役員を退任するに当たり、役員退職慰労金を受領した。(甲10)

(3) 被告が原告に対して本件特別加算金等を支払ったこと

ア 被告は、令和3年12月、「●●」と題して、退職金の拡充（通常の退職金に加えて、特別加算金を支給すること）及び再就職支援サービスなどを内容とする早期退職者の募集（以下「本件早期退職者募集」という。）を行っており、その詳細は以下のとおりである。

(乙5)

(ア) 対象者 50歳以上の幹部社員、EC、幹部社員定年後再雇用者。

ただし、勤続10年未満の者等は除く。

(イ) 退職日 原則として令和4年3月31日

(ウ) 退職金の拡充 通常の退職金に加えて特別加算金を支給

特別加算金の計算方法：退職時の月収×退職時年齢別の加算月数（下表）

年齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳
加算月数	40か月	41か月	42か月	43か月	44か月	45か月	48か月
年齢	57歳	58歳	59歳	60～64歳（定年後再雇用）			
加算月数	45か月	42か月	39か月	65歳までの残月数			

イ 原告は、本件早期退職者募集に応募し、令和4年3月31日をもって被告を早期退職するに当たり、被告は、原告に対し、勤続年数1年間に対する退職金2万2400円（源泉徴収前の金額）に加え、早期退職特別加算として、3893万円（≒月収86万5000円×45か月）から所得税の源泉徴収額1210万4976円及び住民税の特別徴収額219万7800円を控除した2316万2024円を支払った。なお、被告は、本件特別加算金の源泉徴収額を算定するに当たり、本件特別加算金が所得税法30条4項の短期退職手当等に該当することを前提としている。（甲1、2、乙3、4）

3 争点

(1) 本件特別加算金を一般退職手当等（所得税法30条7項）ではなく短期退職手当等（同法30条4項）に該当するとして被告の行った源泉徴収が、所得税法の適用を誤ったものであるか否か（争点1）

(2) 被告の故意又は過失の有無（争点2）

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1（本件特別加算金を一般退職手当等（所得税法30条7項）ではなく短期退職手当等（同法30条4項）に該当するとして被告の行った源泉徴収が、所得税法の適用を誤ったものであるか否か）

なお、便宜上、主張立証責任の所在にかかわらず、被告及び補助参加人の主張から先に摘示する。

【被告及び補助参加人の主張】

短期退職手当等に該当するというためには、①退職手当等（所得税法30条1項）であること、②退職手当等の支払をする者から短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであること、③所得税法30条5項に規定する特定役員退職手当等に該当しないことの各要件を満たす必要があり、上記②の短期勤続年数とは、退職手当等に係る調整後勤続期間のうち、その退職所得者が役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいう。

本件特別加算金についてみると、上記①について、退職により一時に受ける給与であるか

ら、退職手当等（所得税法30条1項）に該当し、上記③について、所得税法30条5項各号の役員等として勤務した期間は存在せず、同項に規定する特定役員退職手当等には該当しない。

また、②について、原告は本件子会を退職するに当たり、「退職金等の支払者」（同法施行令69条1項1号ハ本文）である被告ないし本件子会社から退職手当等（退職金及び役員退任慰労金）の支払を受けているから、前に支払を受けた上記退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間等に含まれないものとして、勤続期間の計算等を行うこととなる（同法施行令69条1項1号ハ本文）。なお、同法施行令69条1項1号ハただし書の適用の可否について、本件特別加算金の金額は「退職時の月収」に「退職時年齢別の加算月数」を乗じて計算することとされているところ、「退職時年齢別の加算月数」は退職者の勤務期間とは無関係に定められているから、同ただし書にいう「支払金額の計算の基礎とする期間」自体が存在しないものといえ、同ただし書は適用されない。

したがって、本件特別加算金に係る調整後勤続年数は、原告が本件子会社に在籍していた令和3年3月31日までの期間は含まれず、その翌日である同年4月1日から原告が被告を退職した令和4年3月31日までの1年間であり、本件特別加算金は所得税法30条4項の短期退職手当等に該当する。

【原告の主張】

本件特別加算金の退職所得控除額に係る勤続年数の計算に当たっては、所得税法施行令69条1項1号ハただし書により、本件子会社における勤続年数と通算し、所得税法30条7項の一般退職手当等と解するのが相当である。

すなわち、本件早期退職者募集の募集要項では「勤続10年未満の者を除く」と明記されており（乙5）、被告の人事システムでは原告の勤続年数が23年8か月とされていたから、被告が過去に支払を受けた退職手当等（本件子会社から支払を受けた退職金及び役員退職慰労金）の期間を含めていることは明らかである。

そもそも短期退職手当等の制度を設けた令和3年度税制改正の趣旨は、短期間のみ在籍することが当初から予定されている法人の役員や従業員が高額な退職金を受け取ることにより税負担を回避する事例に対処するためであり、本件特別加算金のような早期割増退職金を想定していたとは考えられない。原告はグループ再編によって被告に入社し、入社時点では予定されていなかった早期退職募集に応じたものであって、短期間のみ在籍することが当初から予定されていたものではないし、本件特別加算金は給与の受け取りを繰り延べたものでもないから、本件特別加算金を短期退職手当等とすることは法の趣旨に反する拡大解釈であって許されない。

(2) 争点2（被告の故意又は過失の有無）

【原告の主張】

早期割増退職金（本件特別加算金）と短期退職金手当等（所得税法30条4項）では趣旨や性格が異なることは誰でも容易に理解できるにもかかわらず、被告はこれを無視し、原告に無断で退職所得の受給に関する申告書の勤続年数を変更して処理しており、税務署への確認も事後的かつ自らに都合の良い部分を確認したにとどまる。本件早期退職者募集における特別加算金の課税上の取り扱いについては、退職日以前に複数の対象者から原告と同様の指摘がなされていたのであるから、被告において、税法の専門家への相談や国税庁への照会を

行うなど、源泉徴収義務者としての責務を果たすことが可能であったものであり、被告には故意又は過失がある。

【被告の主張】

仮に本件特別加算金が一般退職手当等（所得税法30条7項）に該当するものであったとしても、被告は源泉徴収を実施した後に管轄税務署に適切であるか否かを確認しており、また、補助参加人である国も被告による源泉徴収が誤りでない旨主張しているから、被告において、当該源泉徴収の時点において、本件特別加算金を短期退職手当等（同条4項）に該当するとして扱うことが所得税法の適用を誤ったものであると認識し得た可能性はなく、故意又は過失は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件特別加算金を一般退職手当等（所得税法30条7項）ではなく短期退職手当等（同法30条4項）に該当するとして被告の行った源泉徴収が、所得税法の適用を誤ったものであるか否か）について

(1) 所得税法30条4項によれば、短期退職手当等に該当するのは、①退職手当等（同法30条1項）のうち、②退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（同法30条3項1号が委任する同法施行令69条で定める勤続年数が5年以下であるもの）に対応する退職手当等として支払を受け、かつ、③同法30条5項に規定する特定役員退職手当等に該当しないものをいうところ、本件特別加算金が、退職手当等に該当すること（上記①）及び特定役員退職手当等に該当しないこと（上記③）は当事者間に争いないから、いかなる勤続年数に対する退職手当等として支払を受けたものであるか否かが問題となる。

(2) 所得税法施行令69条1項1号は、退職所得控除額に係る勤続年数の計算について定めており、原則として、退職手当等の支払を受ける居住者（退職所得者）が退職手当等の支払者の下で当該退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間が「勤続年数」となるが、同号ハ本文は、退職所得者が退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は勤続期間には含まれないものとして計算を行うと定める。ただし、同号ハただし書は、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、当該前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、当該期間を含んで勤続年数を計算するものとされている。

前提事実(3)アのとおり、本件早期退職者募集が勤続10年以上の者を対象としていることからすれば、被告は、原告が本件子会の従業員及び役員として勤務した期間を含めて被告における勤続年数を把握しているようであり（弁論の全趣旨）、本件子会社において勤務した期間を含めて所得税法施行令69条1項1号にいう「退職の日まで引き続き勤務した期間」とみる余地があるが、前提事実(2)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、①平成30年4月に本件子会社の執行役員に就任するに当たり、従業員を退職することに伴う退職金について、本件子会社の従業員であった期間を基に本件子会社から支払を受け、②令和3年4月に本件子会社の執行役員を退任するに当たり、役員退職慰労金について、本件子会社の執行役員であった期間を基に同社を吸収合併した被告から支払を受けていることが認められるから、同号ハ本文により、これら退職手当等（退職金及び役員退職慰労金）の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日（令和3年3月31日）以前の期間は勤続年数に含まれないも

のと解される。

また、同号ハただし書について、本件早期退職者募集の募集要項（前提事実（3）ア）及び被告と税務署とのやり取り（乙3、4）をみても、勤続10年以上という応募要件を満たした後は、具体的な勤続期間にかかわらず退職時の月収や退職時年齢別の加算月数（早期退職を促すべく加算月数は56歳が最多となっている。）によって計算されるものであり、本件子会社の吸収合併によって被告に雇用される前の勤務期間を含めて計算されているものではないから、本件特別加算金について、同ただし書の適用はないものというべきである。

したがって、原告の勤続年数は、同人が被告に入社した令和3年4月1日から退職する令和4年3月31日までの1年間であり、勤続年数は5年以下であって、本件特別加算金は短期退職手当等に該当するものと認められる。

（3）原告の主張について

ア 原告は、本件特別加算金の退職所得控除額に係る勤続年数の計算に当たっては、所得税法施行令69条1項1号ハただし書により、本件子会社における勤続年数と通算し、所得税法30条7項の一般退職手当等と解するのが相当であると主張するが、原告の勤続年数について所得税法施行令69条1項1号ハただし書が適用できないことは、前記（2）で判断したとおりである。

イ 原告は、本件早期退職者募集の募集要項で「勤続10年未満の者を除く」と明記されており、被告の人事システムでは原告の勤続年数が23年8か月とされていたから、被告が過去に支払を受けた退職手当等（本件子会社から支払を受けた退職金及び役員退職慰労金）の期間を含めていることは明らかであると主張するが、「50歳以上の幹部社員等」かつ「勤続10年以上の者」との募集要件を設けたのは、賃金が高額になりがちな幹部社員の早期退職を促すという被告側の都合であり、実際の特別加算金の算定や退職所得控除額の算定の場面で勤続年数に応じた扱いをすることを意味するものではない（現に、特別加算金の算定に当たっては、勤続年数が長くなればなるほど「加算月数」が高くなるものではなく、最も早期退職を促したいと思われる56歳を中心に「加算月数」が高く設定されている。）。

ウ 原告は、短期退職金手当等の制度を設けた令和3年度税制改正の趣旨は早期割増退職金には妥当せず、本件特別加算金を短期退職手当等とすることは法の趣旨に反する拡大解釈であると主張する。

租税法の基本理念は、租税法律主義及び公平負担の原則であり、これをいかに調和させるかが求められるところ（甲4参照）、前記（2）で判断したとおり、本件特別加算金を短期退職手当等に該当するものと解することは、所得税法30条4項、同法施行令69条1項1号の文言解釈に合致するものである上、原告は本件子会社において勤務していた期間に対応する退職金及び役員退職慰労金については、本件早期退職者募集とは無関係に受領して適正な退職所得控除を受けているものと解され、本件早期退職者募集に応募したことによって結果的に被告における勤続年数が5年以下となったのは原告の選択によるものであって、公平負担の原則に反するものともいえない。したがって、本件特別加算金を短期退職手当等とすることが法の趣旨に反するものとは認められない。

かえって、証拠（甲3）によれば、退職手当等は一般的に過去からの長期間にわたる勤労の対価の後払いという性格を持つとともに退職後の生活の原資に充てられるという特性

を有しており、その担税力は他の所得に比べて低いため、累進税率の適用を緩和して税負担の平準化を図る観点から、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を課税対象とする措置（以下「2分の1課税」という。）が講じられているところ、令和3年度税制改正においては、現下の退職給付の実態をみると、法人の役員等以外についても勤続年数5年以下の短期間で支払われる退職金について、平準化の趣旨にそぐわない、特に高額な支給実態もみられることに基づいている。そうすると、本件早期退職者募集において、前提事実（2）のとおり、原告は本件子会社において従業員としての退職金及び執行役員としての退職金を受領しているから、更に被告において本件特別加算金を含む退職金を受領して2分の1課税の適用を受けることは、当初から被告において10年以上にわたって勤務して初めて特別加算金を含む退職金を受領する従業員との関係で、税負担の標準化を図る趣旨に反するものであるから、原告が受領する本件特別加算金を短期退職手当等と扱うことは、令和3年度税制改正の趣旨にも沿うものといえる。

2 争点2（被告の故意又は過失の有無）について

本件特別加算金が短期退職手当等（所得税法30条4項）に該当しないことは前記1で判断したとおりであるが、仮にこれに該当すると事後的に判断されたとしても、被告による本件特別加算金に係る源泉徴収は、所得税法30条や同法施行令69条の文言に忠実に従ってなされたものであり、上記源泉徴収後の令和4年7月に被告が税務署に対して行った照会に対して、同税務署が被告による源泉徴収の方法を追認する回答をしていること（乙3、4）からすれば、当時の税務当局の見解も被告の認識と一致していたものと認められるから、被告において、同年5月に行った源泉徴収の当時、本件特別加算金が短期退職手当等（同法30条4項）に該当するとの運用が違法であると認識することができたとは認められず、原告に故意又は過失は認められない。

3 結論

したがって、被告が本件特別加算金について所得税法30条4項の短期退職手当等に該当するとして源泉徴収を行ったことが不法行為に該当するとは認められず、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民法61条、66条を適用して、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第5民事部

裁判官 横山 寛

(別紙)

当 事 者 目 録

5

原 告 甲

被 告 乙

株 式 会 社

同 代 表 者 代 表 取 締 役

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

10

同

同

穂 積 伸 一

藤 平 真 吾

山 本 晋 之 介

被 告 補 助 参 加 人

国

同 代 表 者 法 務 大 臣

小 泉 龍 司

同 指 定 代 理 人

渡 口 真 江

同

下 川 琴 直

同

梅 原 正 之

同

高 橋 正 朗

同

竹 本 寛

20

同

加 藤 菜

以上

別紙 関係法令等の定め

法改正により現行法と適用時の条文が異なる場合は条文の見出しの後ろに括弧書きで注記することとする。現行法と適用時の条文が異なる場合は特に注記しない。

【所得税法】

(退職所得)

第30条 退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係る所得をいう。

2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額（当該退職手当等が、短期退職手当等である場合には次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とし、特定役員退職手当等である場合には当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とする。）とする。

一 当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合 当該残額の2分の1に相当する金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 150万円と当該退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 政令で定める勤続年数（以下この項及び第7項において「勤続年数」という。）が20年以下である場合 40万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二 勤続年数が20年を超える場合 800万円と70万円に当該勤続年数から20年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

4 第2項に規定する短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（前項第1号に規定する勤続年数のうち、次項に規定する役員等以外の者としての政令で定める勤続年数が5年以下であるものをいう。第7項において同じ。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであつて、次項に規定する特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

5 第2項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令で定める勤続年数（以下この項及び第7項において「役員等勤続年数」という。）が5年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

一 法人税法第2条第15号（定義）に規定する役員

二 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員及び地方公務員

6 (略)

7 その年中に一般退職手当等（退職手当等のうち、短期退職手当等（第4項に規定する短期退職手当等をいう。以下この項において同じ。）及び特定役員退職手当等（第5項に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項において同じ。）のいずれにも該当しないものをいう。以下この項において同じ。）、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等があり、当該一般退職手当等に係る勤続年数、当該短期退職手当等に係る短期勤続年数又は当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数に重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

(退職手当等とみなす一時金)

第31条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第1項に規定する退職手当等とみなす。

一、二 (略)

三 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)の規定に基づいて支給を受ける一時金で同法第25条第1項(加入者)に規定する加入者の退職により支払われるもの(同法第3条第1項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。)その他これに類する一時金として政令で定めるもの

附則(令和3年3月31日法律第11号)

(退職所得に関する経過措置)

第5条 新所得税法第30条の規定は、令和4年分以後の所得税について適用し、令和3年分以前の所得税については、なお従前の例による。

【所得税法施行令】

(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)

第69条 法第30条第3項第1号(退職所得)に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算した勤続年数とする。

一 法第30条第1項に規定する退職手当等(法第31条(退職手当等とみなす一時金)の規定により退職手当等とみなされるもの(次号及び第3号並びに次条第3項において「退職一時金等」という。)を除く。以下この条並びに次条第1項及び第2項において「退職手当等」という。)については、退職手当等の支払を受ける居住者(以下この号において「退職所得者」という。)が退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となつた退職の日まで引き続き勤務した期間(以下この項において「勤続期間」という。)により勤続年数を計算する。ただ

し、イからハまでに規定する場合に該当するときは、それぞれイからハまでに定めるところによる。

イ、ロ (略)

ハ 退職所得者が退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間又はイ若しくはロの規定により加算すべき期間に含まれないものとして、勤続期間の計算又はイ若しくはロの計算を行う。ただし、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、当該前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、当該期間は、これらの期間に含まれるものとしてこれらの計算を行うものとする。

二 退職一時金等については、組合員等であつた期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうちに次に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をいい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなかつたものとして計算した期間をいう。ただし、当該退職一時金等が第72条第3項第7号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第33条第2項第1号（支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第4条第3項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法第3条第3項第7号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第54条第2項（他の制度の資産の移換）又は第54条の2第2項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該企業型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間等」という。）と、当該計算の基礎となつた同条第2項第3号に規定する個人型年金加入者期間（同法第56条第3項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第55条第2項第4号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第74条の2第2項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第73条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該個人型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。）のうち企業型年金加入者期間等と重複していない期間とを合算した期間をいう。次号において同じ。）により勤続年数の計算を行う。

イ 中小企業退職金共済法第30条第1項（退職金相当額の受入れ等）の受入れに係る金額、同法第31条の2第6項（退職金共済事業を廃止した団体からの

受入金額の受入れ等)において準用する同条第1項の受入れに係る金額又は同法第31条の3第6項(資産管理運用機関等からの移換額の移換等)において準用する同条第1項の移換に係る金額

- ロ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年厚生年金等改正法」という。)附則第36条第7項(解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付)において準用する同条第1項の規定による申出に従い交付された額
- ハ 第73条第1項第8号ロ(特定退職金共済団体の要件)に規定する退職金に相当する額、同号ニに規定する退職給付金に相当する額又は同号ホに規定する引継退職給付金に相当する額

三 (略)

2 (略)

- 3 退職手当等の支払者には、その者が相続人である場合にはその被相続人を含むものとし、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含むものとし、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割により当該資産及び負債の移転を行った法人を含むものとする。

(役員等以外の者としての勤続年数及び役員等勤続年数の計算)

第69条の2 法第30条第4項(退職所得)に規定する政令で定める勤続年数は、退職手当等に係る調整後勤続期間(前条第1項第1号の規定により計算した期間をいう。次項及び第3項並びに第71条の2第13項(一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算)において同じ。)のうち、その退職手当等の支払を受ける居住者が法第30条第4項に規定する役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数とする。

- 2 法第30条第5項に規定する政令で定める勤続年数は、退職手当等に係る調整後勤続期間のうち、その退職手当等の支払を受ける居住者が同項に規定する役員等として勤務した期間(次項及び第71条の2第13項において「役員等勤続期間」という。)により計算した勤続年数とする。

3 (略)

- 4 前条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の勤続年数を計算する場合について準用する。

附則(令和3年3月31日政令第113号)

(施行期日)

第1条 この政令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第69条第1項の改正規定、第69条の2（見出しを含む。）の改正規定、第70条第1項の改正規定、第71条の改正規定、第71条の2（見出しを含む。）の改正規定、第221条の4第8項第2号の改正規定、第222条の2第4項の改正規定、第263条第1項の改正規定、第264条の改正規定、第269条の改正規定、第270条の改正規定、第277条（見出しを含む。）の改正規定、第278条（見出しを含む。）の改正規定、第292条の3の改正規定及び第319条の3の改正規定並びに附則第5条から第7条まで及び第10条の規定 令和4年1月1日

二、三 （略）

以上